

■各種申請書類の**押印廃止**について

令和3年1月1日より

- 確認申請書第一面の**申請者氏名**及び**設計者氏名**の**押印が不要**となります。
- 確認申請に添付する設計図書における**設計者の押印が不要**となります。
- 委任状は添付していただきますが、**建築主等の押印は不要**となります。

令和2年12月23日に公布された「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年国土交通省98号）により、建築基準法施行規則等が改正されました。

【主な改正事項】

確認申請書や変更申請書における「申請者」「工事監理者」の押印の廃止

【施行】

令和3年1月1日

【経過措置】

各法定様式が改定されますが、当面の間、旧様式を用いて押印を省略いただくことについては支障ありません。



押印不要となる上記の改正を契機に弊社 **Web 申請** サービスを是非ご活用下さい。（**来社押印も不要へ**）